

障害者の安心な住まいの確保 (事務局資料)

障害者の現状

○障害者の総数は **787.9万人** であり、人口の **約6.2%** に相当

○そのうち身体障害者は393.7万人、知的障害者は74.1万人、精神障害者は320.1万人

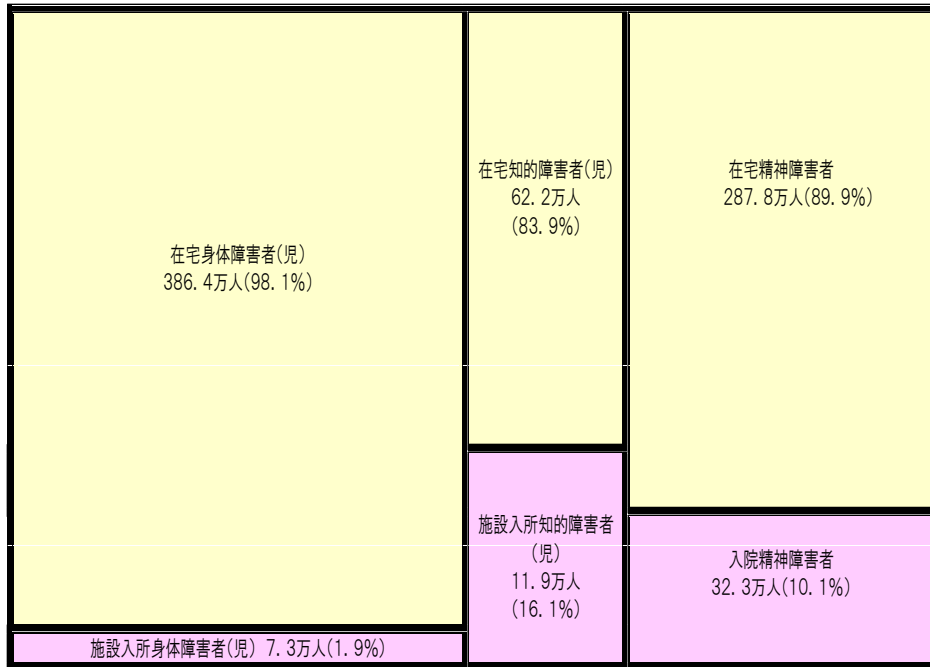
【在宅・施設別】

障害者総数 787.9万人(人口の約6.2%)

うち在宅 736.4万人(93.5%)

うち施設入所 51.5万人(6.5%)

身体障害者(児) 393.7万人 知的障害者(児) 74.1万人 精神障害者 320.1万人



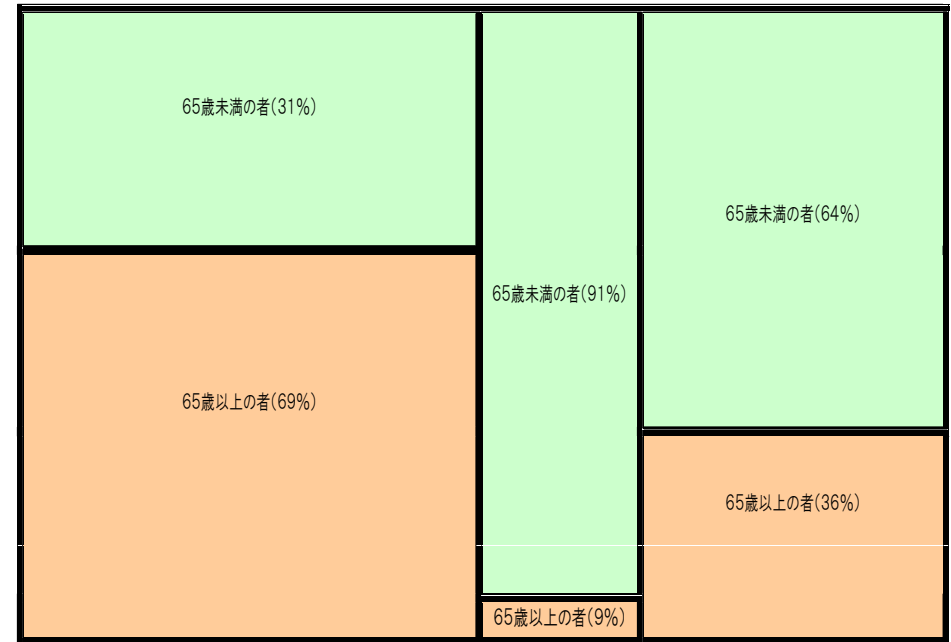
【年齢別】

障害者総数 787.9万人(人口の約6.2%)

うち65歳未満 50%

うち65歳以上 50%

身体障害者(児) 393.7万人 知的障害者(児) 74.1万人 精神障害者 320.1万人



※身体障害者(児)数は平成23年(在宅)、平成21年(施設)の調査等、知的障害者(児)数は平成23年の調査、精神障害者数は平成23年の調査による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。

※平成23年の調査における身体障害者(児)数(在宅)及び知的障害者(児)数(在宅)は岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市及び大阪市を除いた数値である。知的障害者(児)数(施設)は、宮城県、福島県の一部市町村を除いた数値である。

※平成23年の調査における精神障害者数は宮城県の石巻医療圏及び気仙沼医療圏並びに福島県を除いた数値である。

※在宅身体障害者(児)、在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.5万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

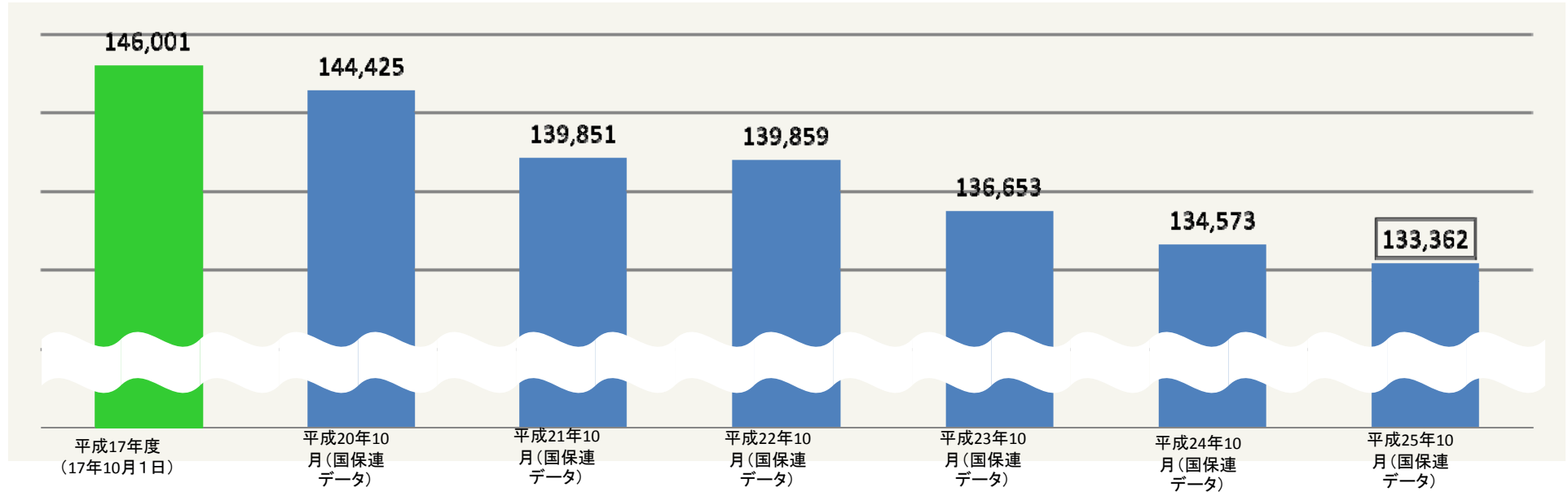
施設から地域への移行推進

- 入所施設の利用者数は着実に減少。
- ケアホーム・グループホーム利用者は着実に増加。

【施設入所者数の推移】

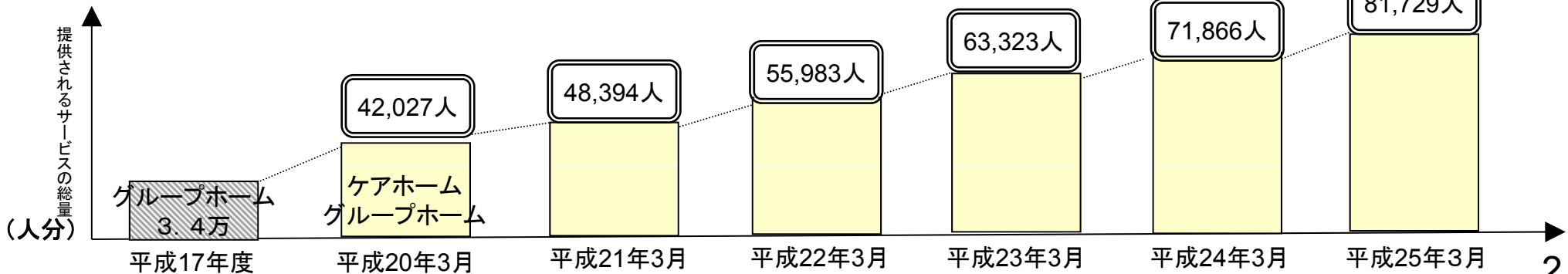
出典：国保連データ速報値等

入所者数(人)



【ケアホーム・グループホームの利用者数の推移】

出典：国保連データ速報値等



精神障害者の地域生活への移行推進

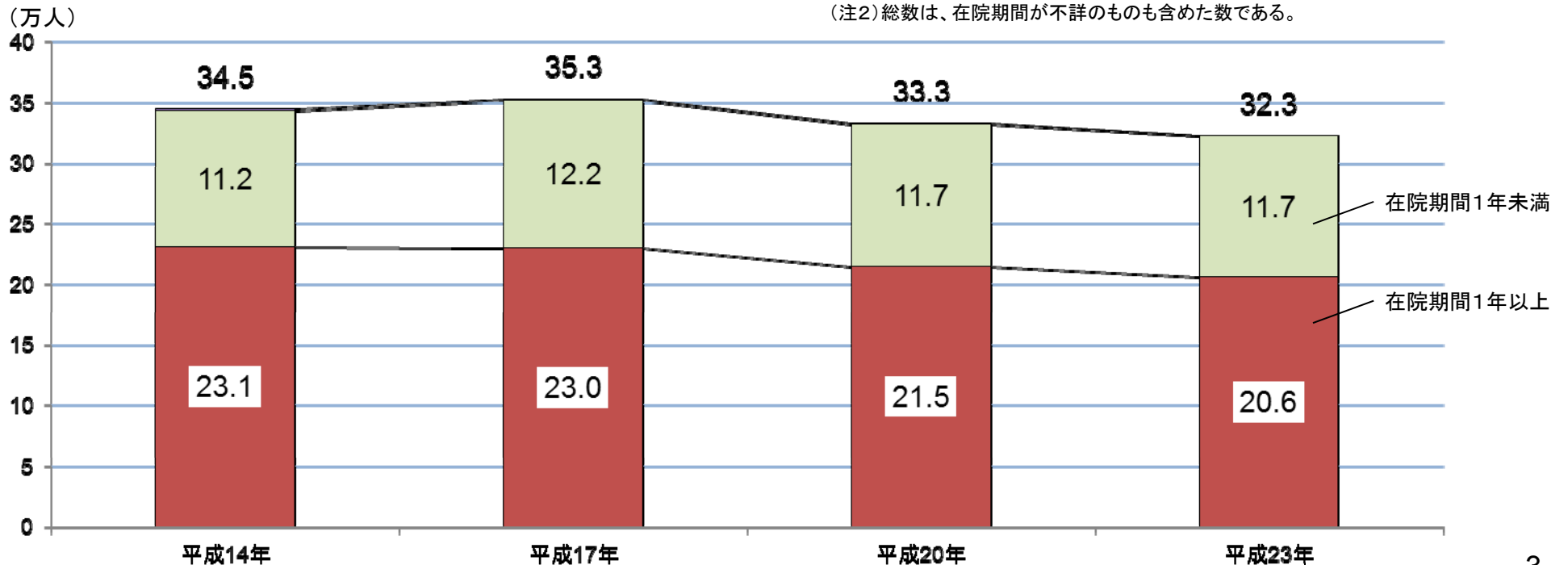
- 精神障害者の地域生活への移行を推進する中で、特に、入院期間が1年以上の長期入院精神障害者については、各都道府県が策定する次期障害福祉計画（平成27～29年度）に係る国の基本指針において、その数を平成29年6月末時点で18%以上減少（対平成24年6月末比）することを成果目標としている。
- この成果目標を達成した場合、全国で地域生活へ移行する長期入院精神障害者数は約3.6万人（約20万人×18%）となる。
- 退院後の居住の場の確保や地域生活を支えるサービスの確保等を含む地域移行方策については、平成26年7月に「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」で今後の方向性が取りまとめられたところであり、その具体化に取り組んでいる。

【精神疾患による入院患者数の推移】

出典：患者調査

（注1）平成23年の調査では、宮城県の一部と福島県を除いている。

（注2）総数は、入院期間が不詳のものも含めた数である。



グループホームの概要

- グループホームは、障害のある方が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同生活を行う住まいの場。
- 1つの住居の利用者数の平均は **5名程度**

具体的な利用者像

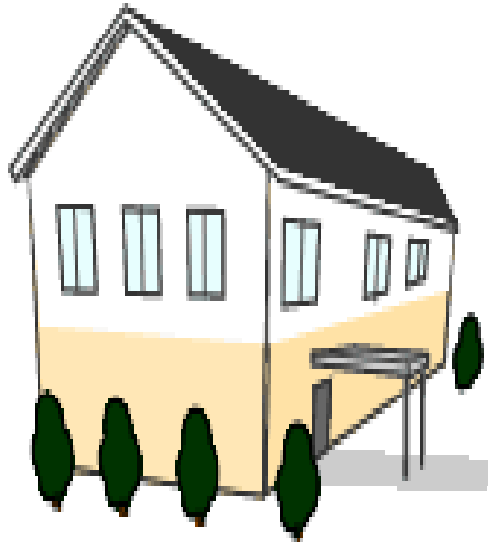
- ☆ 単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方
- ☆ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく、地域の中で暮らしたい方
- ☆ 施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなりの単身生活には不安がある方 など

具体的な支援内容

- ☆ 障害者の方に対し、共同生活住居において、**相談、入浴、排せつ又は食事の介護、家事等の日常生活上の支援**を併せて提供。

必要な設備等

- ☆ **共同生活住居ごとに1以上のユニットが必要**
- ☆ **ユニットの入居定員は2人以上10人以下**
- ☆ 居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設ける
- ☆ 居室の定員：原則1人
- ☆ 居室面積：収納設備を除き**7.43㎡**



- ★ **住宅地に立地**
- ★ **入居定員は原則10名以下**

(既存建物を活用する場合は、最大30名以下)

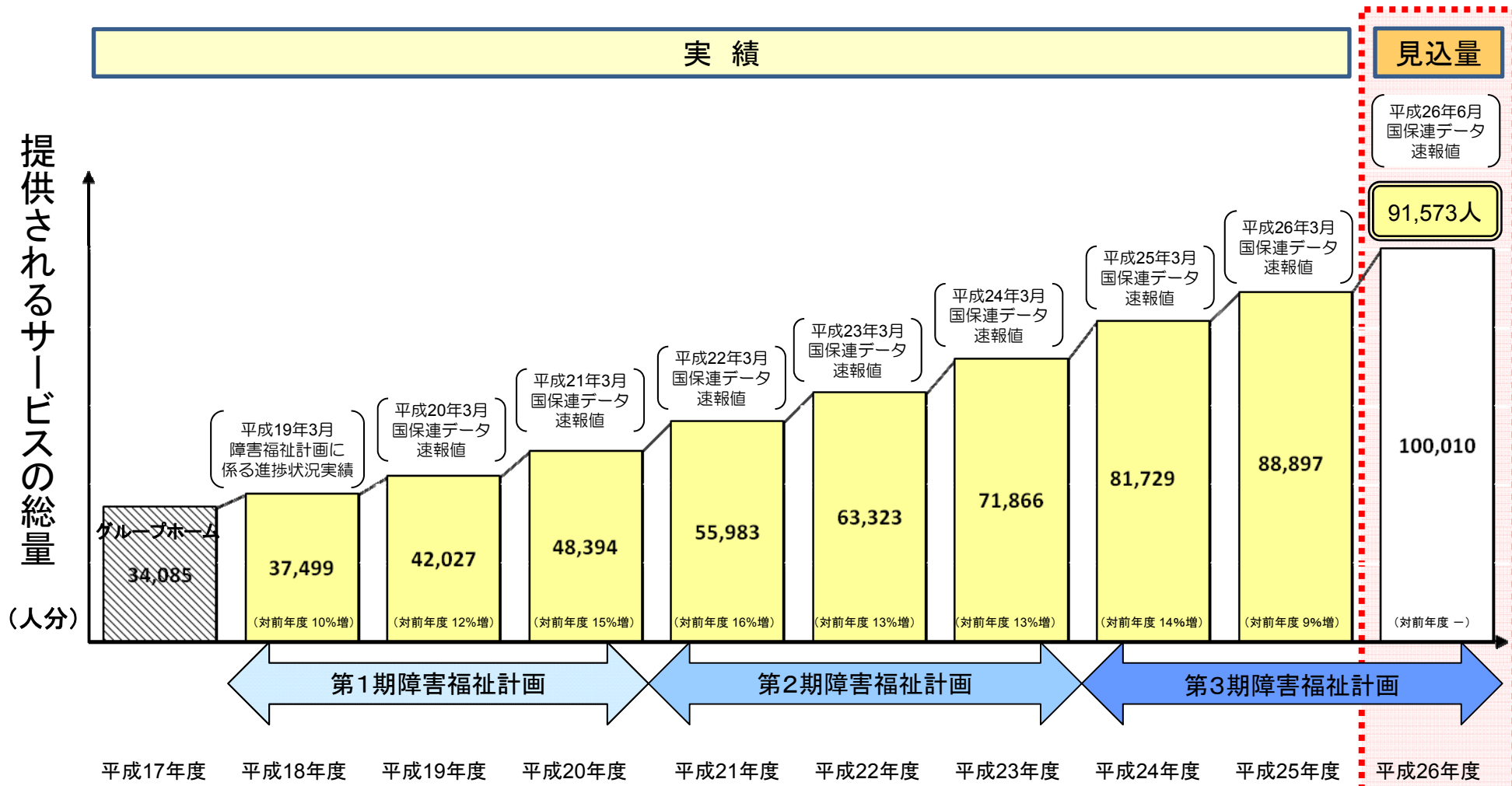
	グループホーム（共同生活援助）	
	（介護サービス包括型）	（外部サービス利用型）
利用対象者	障害支援区分にかかわらず利用可能	
サービス内容	食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助	
介護が必要な者への対応	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所等に委託
報酬単位	世話人の配置及び支援区分に応じて 645単位～181単位	世話人の配置に応じて（基本サービス） 257単位～120単位 サービスに要する標準的な時間に応じて（受託居宅介護サービス） 99単位～
事業所数	4,907事業所	1,506事業所
利用者数	75,711人	15,862人

91,573人

グループホームの利用者数の推移

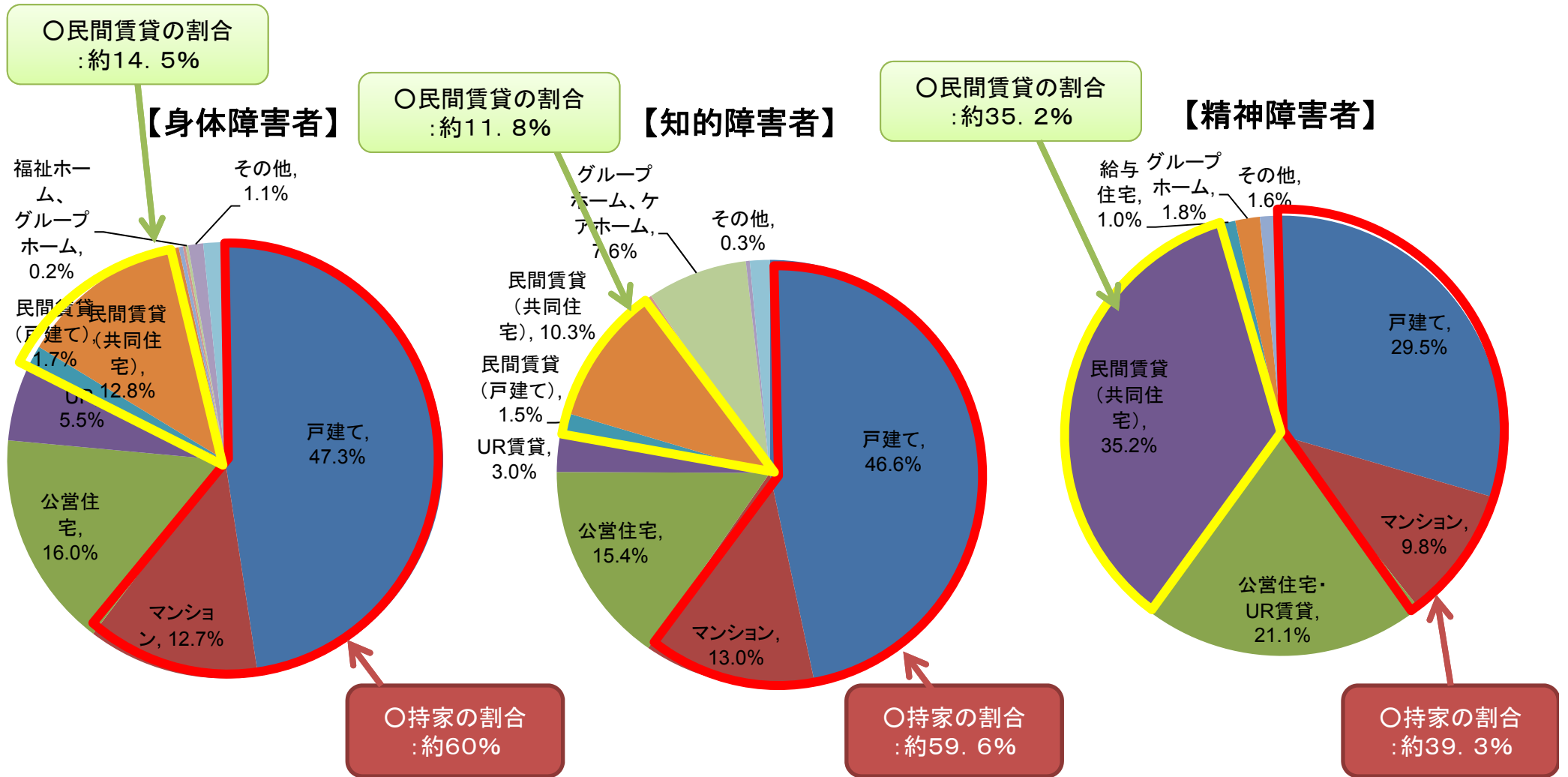
- 障害児・者の地域移行を推進し、障害者が居住の支援と日中活動の支援を自ら選択して利用できる昼夜分離を進めるなど、障害児・者が地域で安心して生活するためのサービス基盤の整備を促進する。
- グループホームの整備促進は、障害者の居住支援という観点から重要であり、各自治体が策定した障害福祉計画においては、**平成26年度に10.0万人**の利用が見込まれている。

(※平成25年度以前は旧グループホーム・旧ケアホームの利用者数)



住宅の種類の実況(東京都)

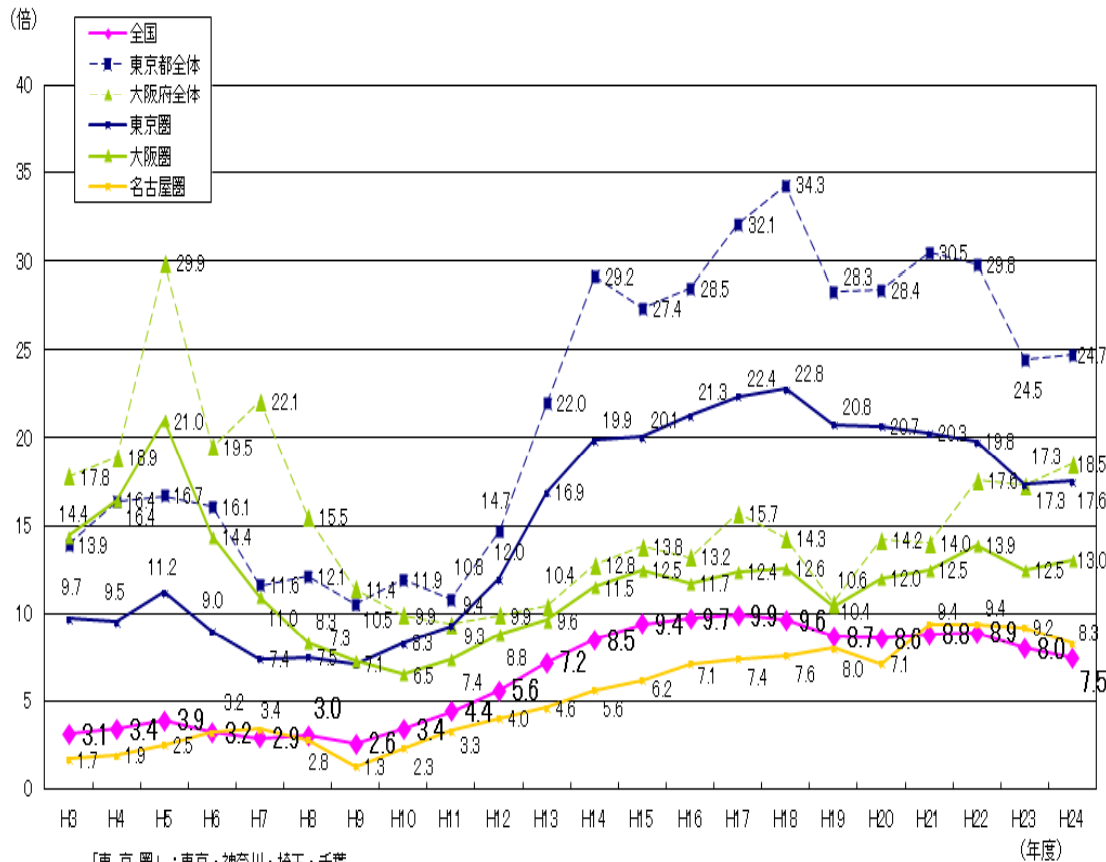
○身体障害者・知的障害者の持家の割合は高い一方、精神障害者の借家の割合は高い。



公的賃貸住宅の現状

○住宅セーフティネットの中核となる公営住宅の応募倍率（募集戸数10万戸／年程度）は依然として高い水準で推移（全国平均7.5倍(H24)）。

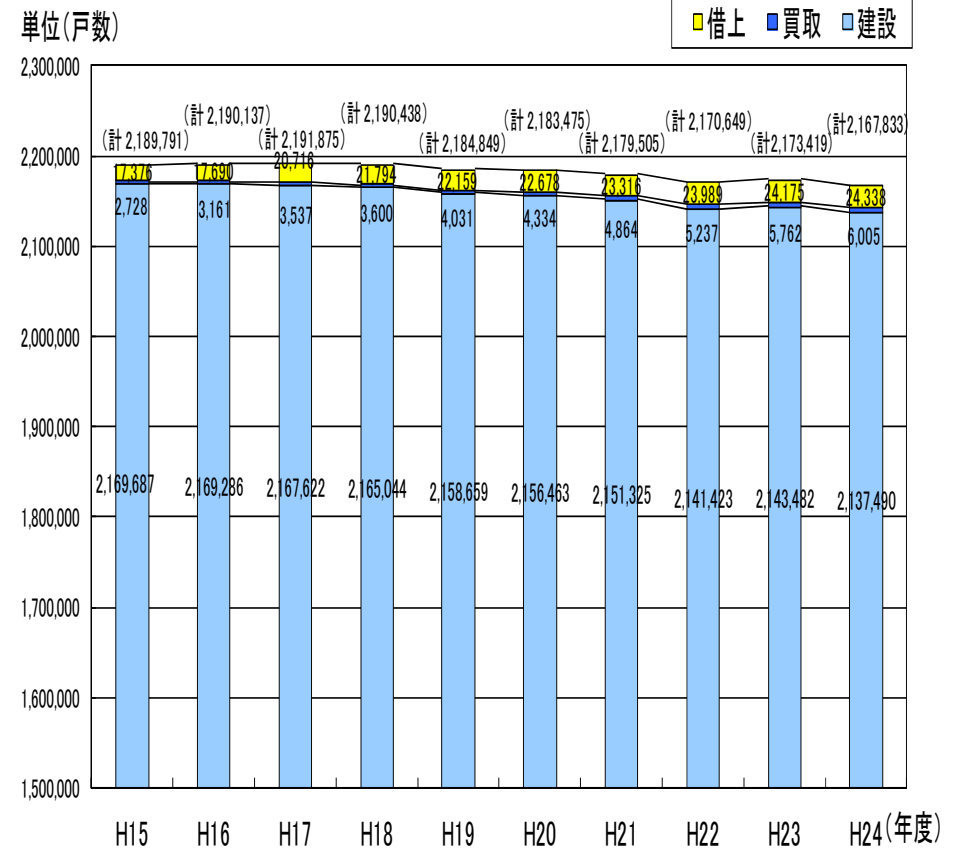
【公営住宅の応募倍率の推移】



「東京圏」：東京・神奈川・埼玉・千葉
 「大阪圏」：大阪・京都・兵庫
 「名古屋圏」：愛知・三重

国土交通省作成

【公営住宅の管理戸数の推移】



国土交通省作成

民間賃貸住宅における入居選別の状況

○障害者においても、近隣トラブルの懸念等から入居選別が行われている状況。

【(財)日本賃貸住宅管理協会による調査】

会員企業にアンケート調査を実施（H22.11）。
157社（約96.6万人のオーナー）から回答。

〈入居者を拒否している賃貸人の割合〉

	オーナーに占める割合
単身の高齢者	8.0%
高齢者のみの世帯	6.8%
障害者のいる世帯	4.0%
小さい子供のいる世帯	1.3%
母子（父子）世帯	1.3%

〈入居に拒否感がある賃貸人の割合〉

	オーナーに占める割合
高齢者世帯	59.2%
障害者のいる世帯	52.9%
小さい子供のいる世帯	19.8%

【神戸市による調査】

神戸市内の民間賃貸住宅を抽出の上、オーナーにアンケート調査を実施（H20.3）。約3,100人のオーナーから回答。

	オーナーに占める割合
高齢者世帯は不可	41.8%
障害者世帯は不可	66.9%
子育て世帯は不可	36.9%

【三重県による調査】

三重県内の宅建業者にアンケート調査を実施。
（H23.3）。約830社より回答。

	オーナーに占める割合
高齢者世帯は不可	30.8%
障害者世帯は不可	17.8%
母子・父子世帯は不可	11.3%

障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について(概要)

◆ 趣 旨

(平成21年11月12日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長、国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知) 平成26年4月1日現在

- 障害者が地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするためには、グループホームなど地域における住まいの場の確保が重要。
- このため、厚生労働省、国土交通省の連名で通知を発出し、障害者の住まいの場の確保等に関する両省の施策について広く紹介するとともに、各地方公共団体においても、福祉部局と住宅部局の連携を図り、これらの施策についての取組を強化するよう依頼。

◆ 厚生労働省・国土交通省の主な施策

(1) グループホームの整備の促進等

- 公営住宅をグループホームとして活用するためのマニュアルの周知
- 厚生労働省における施設整備費の助成等や国土交通省の「社会資本整備総合交付金」等の活用により、各自治体が定める障害福祉計画に基づく計画的な整備を支援
- 平成23年10月からグループホーム等を利用している障害者に対して月額1万円を上限に居住に要する費用を助成。

(2) 公的賃貸住宅への入居の促進

- 障害者の優先枠の設定や障害者向けの公営住宅の供給等による入居促進
- 既存民間住宅の一部を借り上げて行う公営住宅の供給

(3) 民間賃貸住宅への入居の円滑化

- 障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する居住支援協議会の積極的な活用及び(自立支援)協議会との緊密な連携
- 財団法人高齢者住宅財団が未払い家賃の債務保証を行う家賃債務保証制度の普及等

(4) 地域移行支援・地域定着支援の個別給付化

- 障害者支援施設の入所者等に対し、住居の確保など地域生活に向けた支援を行う「地域移行支援」、1人暮らし等の障害者と常時連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う「地域定着支援」を平成24年度から実施

(自立支援)協議会と基幹相談支援センター

- **(自立支援)協議会**は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、**地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割**を担う。
- 基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施する。
※障害者総合支援法の施行により、自立支援協議会の名称について弾力化

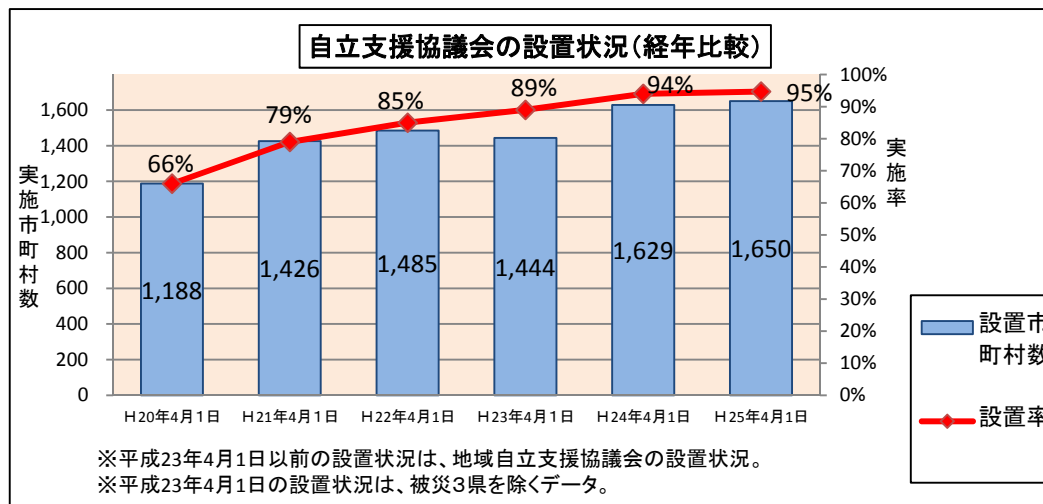
(自立支援)協議会

- 設置数 都道府県単位:100% 市町村数:1,742
市町村単位:95%
- 構成メンバー(市町村・上位・カッコ内は割合)
障害サービス事業者(88%)
障害当事者団体・障害当事者(82%)
教育関係機関(76%)
指定一般・指定特定・指定障害児相談支援事業者(72%)
市町村(行政)(71%)
医療機関(65%)
民生委員・児童委員(57%)

運営委託

基幹相談支援センター

- 設置市町村数: 314 (H25) ※任意に設置可
- 業務
自ら、障害者等の相談、情報提供、助言を行うとともに地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援も行う。
- 人員配置
地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員(相談支援専門員・社会福祉士・精神保健福祉士・保健師等)を配置



総合相談・専門相談

- ・ 総合的な相談支援の実施
- ・ 専門的な相談支援の実施

地域移行・地域定着

- ・ 入所施設や精神科病院への働きかけ
- ・ 地域の体制整備に係るコーディネート

権利擁護・虐待防止

- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 虐待防止

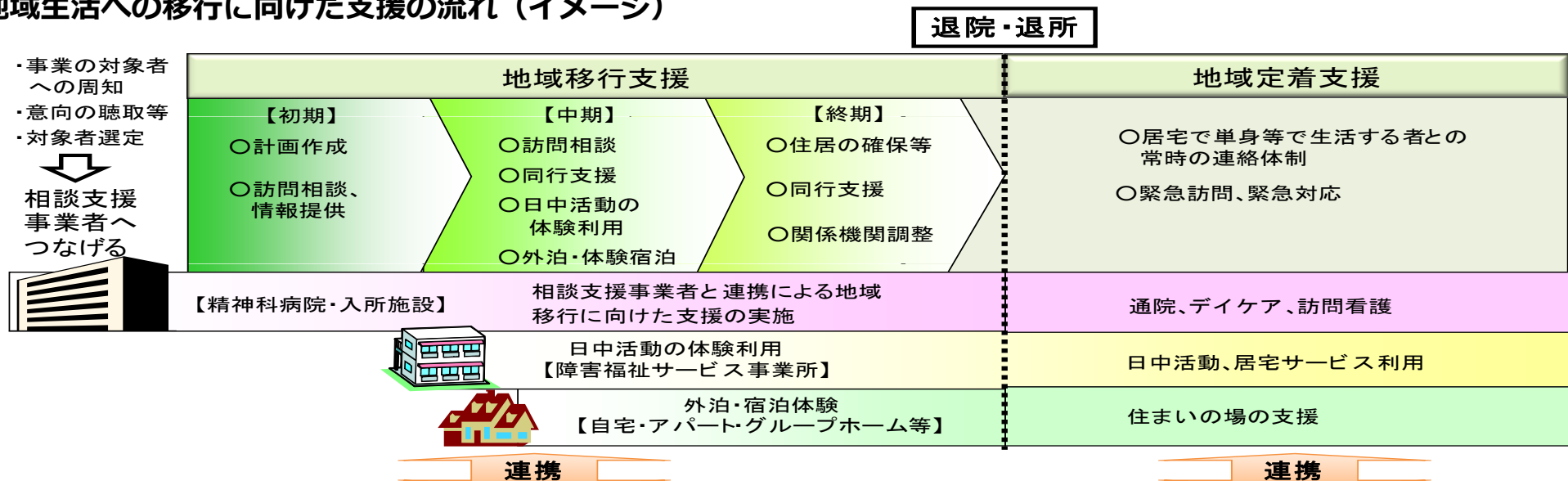
地域の相談支援体制の強化の取組

- ・ 相談支援事業者への専門的指導、助言
- ・ 相談支援事業者の人材育成
- ・ 相談機関との連携強化の取組

地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の概要

- 地域移行支援… 障害者支援施設、精神科病院、救護施設・更生施設、矯正施設等に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。
- 地域定着支援… 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

地域生活への移行に向けた支援の流れ (イメージ)



協議会によるネットワーク化

市町村・保健所・精神保健福祉センター・福祉事務所・障害福祉サービス事業所・障害者就業・生活支援センター 等

※ 精神障害者の退院促進支援事業の手引き(平成19年3月日本精神保健福祉士協会)を参考に作成

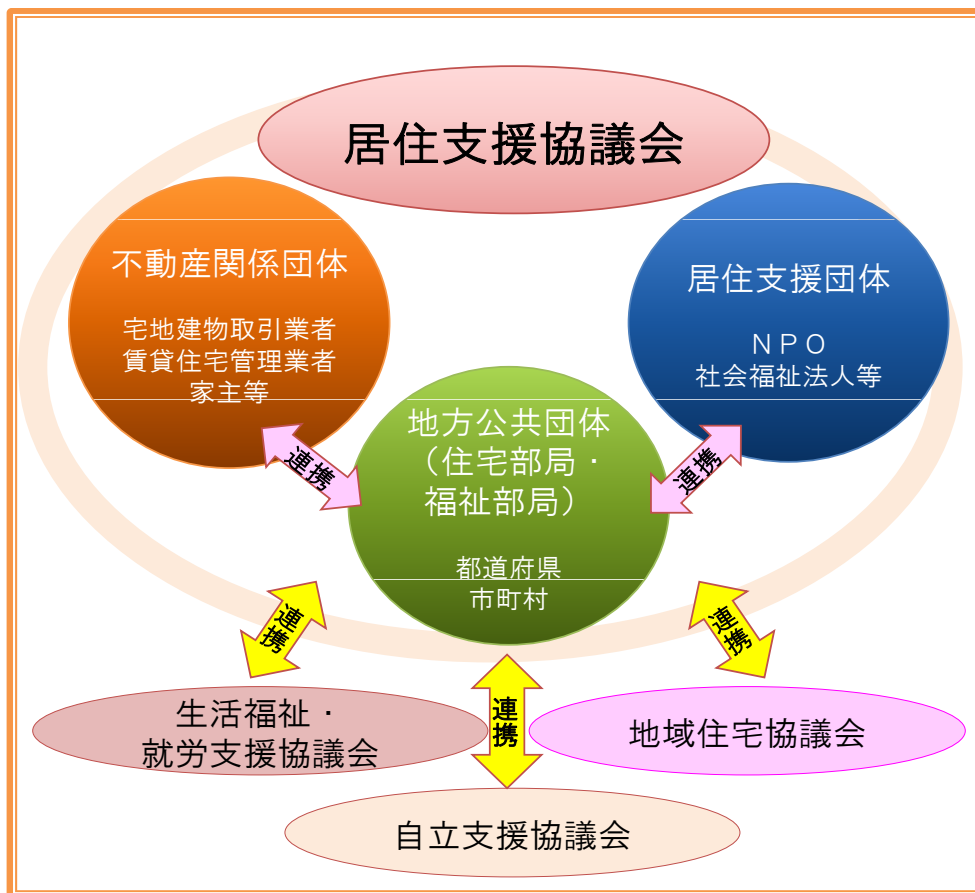
	地域移行支援	地域定着支援
事業所数	276事業所	378事業所
利用者数	488人	1,886人

国保連平成26年6月実績

○住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、**地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携**し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。

○平成26年7月時点で**45の居住支援協議会（34都道県・11区市）**が設立。

【居住支援協議会の構成】



【居住支援協議会による主な活動内容】

- ・メンバー間の意見・情報交換
(38協議会)
- ・住宅確保要配慮者に対する住宅情報の提供
(27協議会)
※協議会HPで、協議会に個別に問い合わせしなくても物件情報を閲覧できる状態
- ・住宅確保要配慮者に対する住宅相談サービス
(18協議会)
※住宅に関する各種相談に窓口や電話、インターネットで応じる場合
- ・賃貸人、要配慮者を対象とした講演会・セミナー開催
(16協議会)
- ・住宅確保要配慮者に対する住宅の紹介・斡旋
(14協議会)

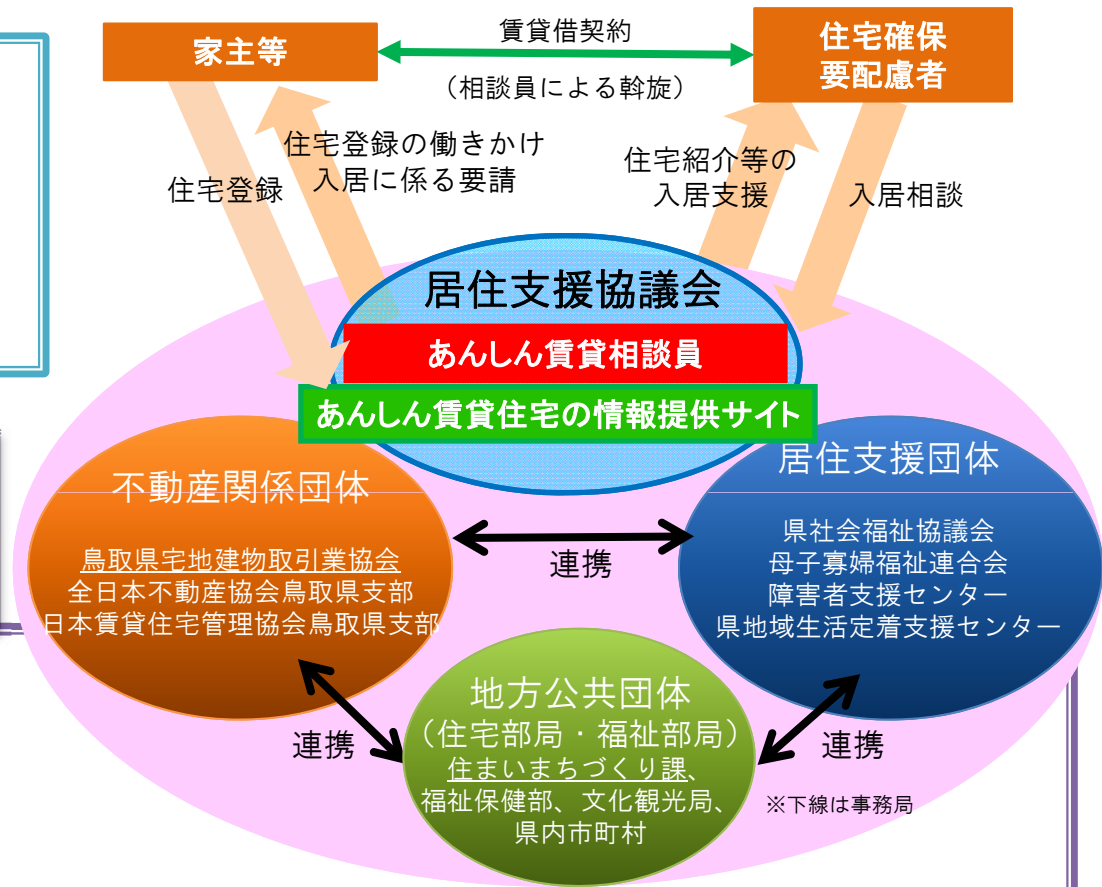
○協議会にあんしん賃貸相談員を配置し、住宅相談から入居まできめ細やかな対応を実施。

- 住宅確保要配慮者という理由では入居を拒否しない
あんしん賃貸住宅について、HPで情報提供。
- 更に県内を「東部・中部」「西部」に分けて、
「あんしん賃貸相談員(2名)」を地区別に配置。
高齢者や障がい者等の入居・住み替え相談に直接対応。

(住宅相談員)
・相談者と不動産店・家主、支援団体等の間に立つ「コーディネーター」の役割を担う(宅建主任者の資格を有する)。

相談対応実績

	H21	H22	H23	H24	H25
高齢者	21	29	26	38	60
障がい者	26	36	55	84	62
外国人	2	3	0	1	4
子育て	13	15	28	28	25
その他	12	9	16	38	43
合計	74	92	125	189	194
入居決定	17	39	74	143	127



- (鳥取県における障がい者の入居支援の取組みに係るポイント)
- 各市町村や福祉関係団体の協議会活動に対する理解
→障害者の住宅相談は、協議会(相談員)を活用する流れが生まれているのではないか。
 - 家主や管理会社の障がい者の入居に対する理解
→協議会(相談員)の地道な入居支援活動によるものではないか。

○障害者の安心した住まいの確保のためには、入居から地域の中でのいきいきとした生活や活動を行えるような支援まで、包括的なサポートが必要。居住支援協議会と自立支援協議会の連携を強化に対する支援が必要ではないか。

○障害者の受け皿となる住宅の供給促進



○引き続き、グループホームの整備、バリアフリー化等の推進（既存ストックの有効活用を含む）
○併せて、質の高い民間賃貸住宅の供給促進を図るため、居住支援協議会に住宅確保要配慮者向けの住宅として住宅情報を登録することを前提に、空き家改修に対する支援を行ってはどうか。



一方、新規供給に一定の限界がある中、既存の民間賃貸住宅への入居円滑化を図ることも重要。ただし、その場合は賃貸人が安心して障害者を受け入れられるような取組が必要。

【入居に向けた主な課題】

- 障害者のニーズに合致した住宅情報の不足
- 賃貸人の障害者の特性に対する理解
- 障害者の特性を熟知した相談体制等の構築
- 賃貸人のリスク軽減のための保証
- 親元からの自立等に向けた体験機会等の場
- トラブル発生時の対応
- 入居後の生活支援サービスの確保
- 新しい生活環境への適応に対する支援（コミュニティ・就労機会の創出等）
等

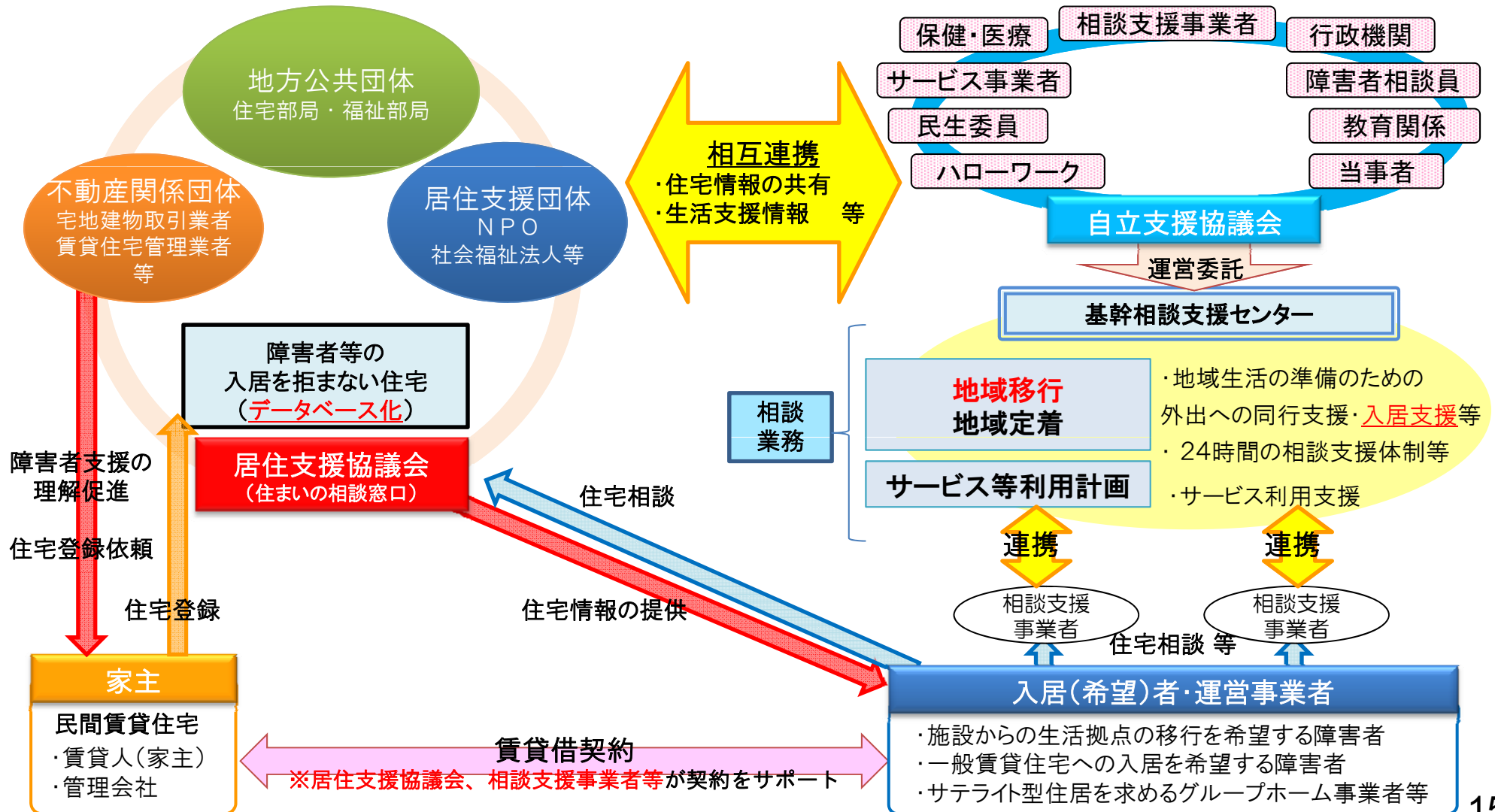
【方向性】

- 障害者の住み替え支援（※）の一つとして、居住支援協議会と（自立支援）協議会の連携促進が重要。現在連携している協議会は3団体のみであることから、連携した協議会に対する支援を行い、一層の促進を図ることが必要ではないか。
（※）施設から地域移行、親からの独居（親亡き後）など

- 両協議会が連携し、
 - ・賃貸人への障害者の特性の理解の促進
 - ・障害者の入居サポートメニュー（地域移行支援等の相談業務、NPO等による見守り・生活相談、家賃債務保証等）の周知等を図るとともに、居住支援協議会等による個別案件ごとの紹介・斡旋等の入居支援により、障害者の入居円滑化を推進。

居住支援協議会と(自立支援)協議会との連携による入居支援

○障害者の安心した住まいの確保のためには、**居住支援協議会がもつ住まいの相談窓口と自立支援協議会を核とした相談支援事業が連携**し、入居支援体制を構築することが**効果的**。



參考資料

グループホーム（サテライト型）の概要

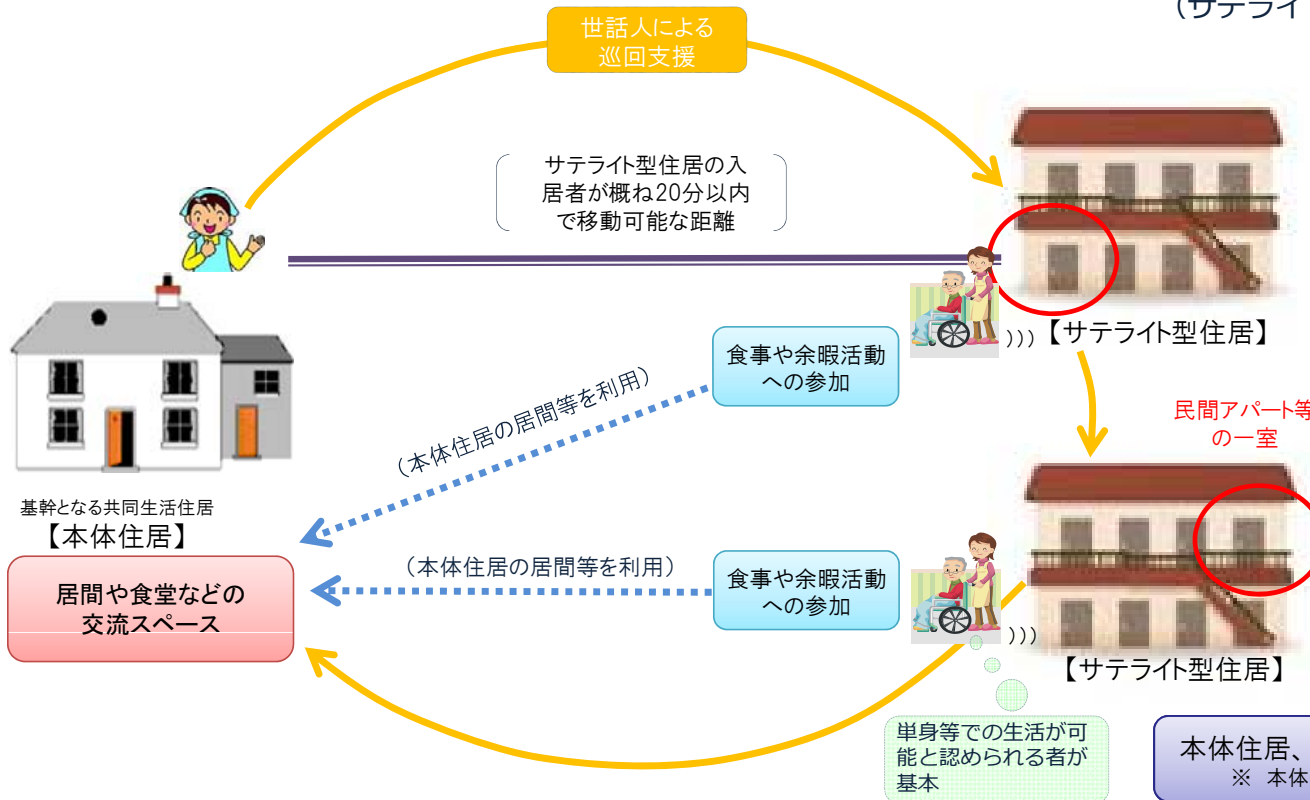
- 地域生活への移行を目指している障害者やグループホームを利用している障害者の中には、共同住居よりも**単身での生活を望む人がいる**
- 少人数の事業所が経営安定化の観点から、定員を増やそうとしても**近隣に入居人数など条件にあった物件がなく**、また、物件が見つかって**も界壁の設置など大規模改修が必要となるケースも少なくない**との声がある。



共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新たな支援形態の1つとして本体住居との密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提として

ユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組みを創設

（サテライト型住居を設置する場合のグループホームの設備基準）



	本体住居	サテライト型住居
共同生活住居の入居定員	原則、2人以上10人以下 ※	1人
ユニット(居室を除く)の設備	居間、食堂等の利用者が相互に交流を図ることができる設備	本体住居の設備を利用
ユニットの入居定員	2人以上10人以下	—
設備	・日常生活を営む上で必要な設備 ・サテライト型住居の利用者から適切に通報を受けられる通信機器(携帯電話可)	
居室の面積	収納設備を除き7.43㎡	

(※) サテライト型住居の入居定員は本体住居の入居定員には含まないものとする（事業所の利用定員には含む）。

本体住居、サテライト型住居(※)のいずれもグループホーム事業者が確保
※ 本体住居につき、2か所(本体住居の入居者が4人以下の場合は1か所)が上限

グループホームの施設整備に対する助成制度

社会福祉施設等施設整備費補助金

1 対象法人

社会福祉法人、医療法人、公益法人、NPO法人等

2 整備区分

新築、改修

3 基準単価（平成26年度）

整備区分	基準単価（事業費ベース）
創設	※ エレベーター等設置整備を行う場合 <u>2,760万円以内</u> <u>2,980万円以内</u>
	※ エレベーター等設置整備を併せて行う場合 <u>1,000万円以内</u> ※ エレベーター等設置整備のみの場合 <u>200万円以内</u>
改修	※ エレベーター等設置整備を併せて行う場合 <u>1,200万円以内</u> ※ エレベーター等設置整備のみの場合 <u>200万円以内</u>

4 負担割合

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/4、事業者：1/4

グループホームの利用の際の助成

1 目的

グループホームの家賃について、障害者の地域移行をさらに進めるため、その一定額を助成するもの。

2 対象者

グループホーム利用者（市町村民税課税世帯を除く）

3 助成額（月額）

家賃を助成対象とし、利用者1人当たり月額1万円を上限

- ※ 家賃が1万円未満の場合は、当該家賃の額を助成。
- ※ 月の途中で入退居した場合は、1万円を上限として実際に支払った額を助成。
- ※ 家賃に対する助成は、事業者による代理受領の場合、他の障害福祉サービスに係る報酬と同様に、翌々月となる。
(例：平成23年10月分は、平成23年12月に支給)

4 負担率

1 / 2 （負担割合 国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4）

5 施行期日

平成23年10月1日

認知症高齢者GH等火災対策検討部会の設置（平成25年3月11日～）

昨年2月、認知症高齢者グループホーム（8日）及び障害者グループホーム（10日）で火災。人的被害が発生。

それぞれの施設類型について火災翌日には防火安全体制の徹底・点検について通知。12日には、社会福祉施設等全体について防火安全体制の徹底を呼びかけた。

消防庁において①「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」②「障害者施設等火災対策検討部会」を開催。①はすでに報告書も完成

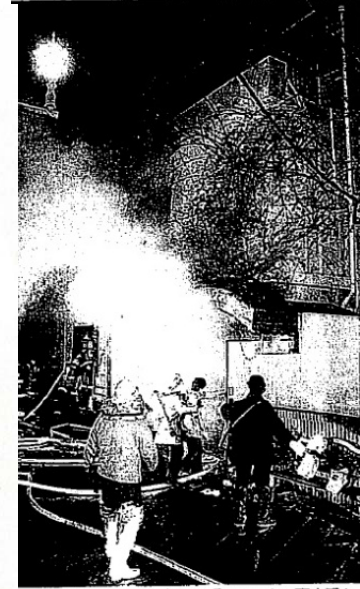
②も26. 2. 6が最終回→3月28日にとりまとめ

介護施設で火災 4人死亡

長崎 2人重体、6人重軽症

高齢者ら入居

8日午後7時40分ごろ、長崎市東山町のグループホーム「ベルハウス東山手」1階から出火、同階の約50平方メートルを焼いた。市消防局がはやく、入居者の男女2人が搬送され、うち女性1人が死亡し、ほかにも男女2人が重体、残る6人が重軽症という。長崎県警消防課と消防出火原因を調べる機関だ。



煙を上げるグループホーム「ベルハウス東山手」（8日、長崎市東山手町）＝長崎朝日社提供

は設置されていなかった。この施設の構造では消防法に基づき設置義務はないが、市は警備を動員していたという。大浦署によると、同施設には出火当時、入居者などが密集した地域。と管理入居者がいた。総務消防局は原因を建物地下1階、地上3階建ての鉄筋コンクリート造りで、延べ床面積は約500平方メートル。入居者は地下と地上1、2階部分に住んでいたとみられ、101号の2部屋が激しく燃え、入居者が4人が死亡し、101号の2部屋が激しく燃えており同署はうち1部屋が火元とみている。たまたまの火災で50人通行人が煙が臭いを80代（当時）の10人が死亡と110名が重軽症、環境は亡。09年1月に長崎県大JR長崎駅の南約2キロで、村市の認知症高齢者向け観光名所「クラバー園」グループホームで起きた火災でも7人が死亡した。

25. 2. 9 日経新聞

新潟で障害者施設火災

1人死亡、居室が火元か

十日午前五時ごろ、新潟市西区坂井の障害者向けグループホーム「新瀨もぐらの家」か、一人が死亡した。死者は80代前半で、一人が死亡した。死者は80代前半で、一人が死亡した。死者は80代前半で、一人が死亡した。

なかつた。六人とも男性。新潟西署などによると、出火時は入居者七人が一部二階建ての施設にいた。遺体は焼け残った一階の居室から見つかり、同署はこの部屋に住む佐野俊一さん（70歳）とみている。佐野さんは足が不自由だった。部屋にはファンヒーターやベッドがあり、出火原因を調べている。所管する新潟市によると、施設は社会福祉法人「新瀨もぐら会」が一九八二年に開設。二〇一〇年十月にグループホームの指定を受けた。重度ではない障害者向けで、夜間の職員常駐は義務付けられていない。スプリンクラーや防火扉も義務がなかった。設置されていなかった。定員十人に九人が入居していた。市は「法令違反は確認されていない」としている。施設の田中滋世所長（五十）は取材に対し「通報設備の設置や防火訓練など火災を未然に防ぐ努力はしてきたつもり。結果的に（一人）が亡くなったことは申し訳ない」と涙で声を詰まらせた。

25. 2. 11 東京新聞

グループホーム等における消防設備の設置義務

【(新設)平成27年4月～(既設※1)平成30年4月～】

対象施設	スプリンクラー設備 ※3		自動火災報知設備		消防機関へ通報する火災報知設備	
	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～
<p>【入所施設(障害児・重度障害者)、<u>グループホーム</u>(重度)】 ※消防法施行令別表第1(6)項口関係</p> <p>①障害児施設(入所)</p> <p>②障害者支援施設・短期入所・<u>グループホーム</u>(障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。)</p>	275㎡以上	<p>全ての施設 ※2を除く。</p>	全ての施設	<p>全ての施設</p> <p>★平成27年4月から基準を変更 消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとするよう基準を変更</p>	全ての施設	
<p>【上記以外(通所施設等)】 ※消防法施行令別表第1(6)項八関係</p> <p>①障害児施設(通所)</p> <p>②障害者支援施設・短期入所・<u>グループホーム</u>(障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。)</p> <p>③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)</p>	6000㎡以上 (平屋建てを除く)		300㎡以上	<p>利用者を入居させ、若しくは宿泊させるもの、又は、延べ面積が300㎡以上のもの</p>	500㎡以上	

※1 既存のグループホーム(新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む)については、**平成30年3月末までの猶予期間あり。**

※2 障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分4以上で「移乗」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全面的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上であって、延べ面積が275㎡未満のもの

※3 防火区画を設けること等による構造上の免除要件あり(別紙)

1. 制度概要

高齢者、障害者が地域で暮らせる社会の実現に向けて、**公営住宅を日常生活上の援助を受けながら共同生活を行うグループホームとして活用できる**こととしている。

2. 経緯

平成8年 公営住宅法改正

公営住宅のグループホームとしての活用について、法律に明確に位置付けるとともに、以下の要件に該当する場合には大臣承認の手続きを簡素化した(事後報告をもって承認と取り扱う。)。

【対象となる社会福祉事業】

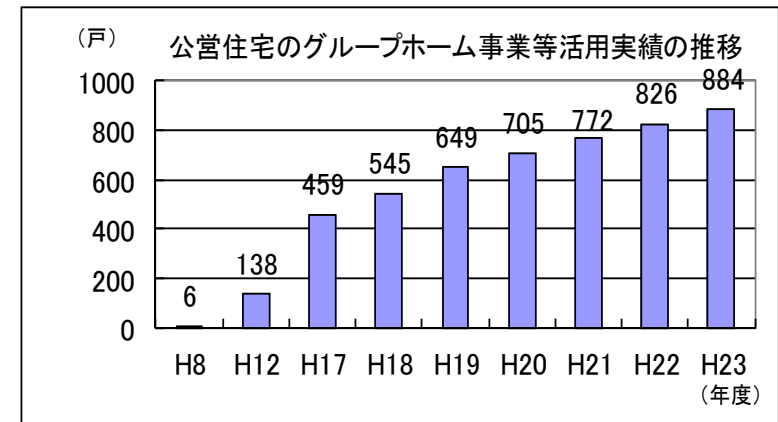
- ① 自立援助ホーム・ファミリーホーム (平成21年4月から追加)
- ② 認知症高齢者グループホーム (平成12年4月から追加)
- ③ ホームレスの自立の支援のための活用 (平成18年4月から追加)
- ④ 知的・精神・身体障害者グループホーム・ケアホーム
(身体障害者については平成21年10月から追加)

【活用することができる主体】

社会福祉法人、地方公共団体、医療法人、NPO等

【要件】

- ① 公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲で行われること
- ② 公営住宅の本来の入居対象者である低額所得者層への供給に支障が生じないこと
- ③ 事業の円滑な実施が担保されていること



(国土交通省資料)

※このうち大阪府において552戸を活用。

※認知症高齢者向けグループホームは22戸のみ。(H23年度末)

3. 国の支援

○ 公営住宅を精神障害者・知的障害者向けのグループホーム等(高齢者向け優良賃貸住宅については認知症グループホーム)として利用するための改良工事費を公営住宅等ストック総合改善事業(社会資本整備総合交付金の基幹事業)の助成対象に追加(平成21年度)。

○ 身体障害者向けのグループホーム等を助成対象に追加(平成22年度)。